

金属鉱物海外探鉱資金貸付細則

平成 16 年 3 月 1 日
2004 年（鉱融）業務細則第 8 号
最終改正 令和 4 年 11 月 14 日

（目的）

第 1 条 この細則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004 年（総企）業務規程第 1 号）第 7 章第 3 節の定めに基づく海外探鉱資金貸付業務を行うに当たり、当該業務の適切かつ効率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付金の使途）

第 2 条 貸付金の使途は、当該事業年度における探鉱資金とする。

2 前項の探鉱資金は、探鉱に関する物品費、労務費、直接経費、減価償却費、山元管理費、その他特に探鉱に必要な経費及び探鉱に必要な権利を取得するための出資金等に充当するものとする。

3 貸付けの対象となる資金は、海外における次の各号に定める金属鉱物の探鉱に必要な資金であって、その探鉱を促進することにより優良資源の確保に効果があると認められるものとする。

（1）銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、ボーキサイト、すず鉱、鉄 鉱、グラファイト鉱、フッ素鉱（金属元素と結合しているものに限る。以下同じ。）、マグネシウム鉱、シリコン鉱、リン鉱（金属元素と結合しているものに限る。以下同じ。）及びカリウム鉱

（2）ウラン鉱及び希少金属鉱物（マンガン鉱、ニッケル鉱、クロム鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、コバルト鉱、ニオブ鉱、タンタル鉱、アンチモン鉱、リチウム鉱、ボロン鉱、チタン鉱、バナジウム鉱、ストロンチウム鉱、希土類金属鉱、白金族鉱、ベリリウム鉱、ガリウム鉱、ゲルマニウム鉱、セレン鉱、ルビジウム鉱、ジルコニウム鉱、インジウム鉱、テルル鉱、セシウム鉱、バリウム鉱、ハフニウム鉱、レニウム鉱、タリウム鉱、ビスマス鉱をいう。以下同じ。）

（貸付けの相手方）

第 3 条 貸付けの相手方（以下「貸付先」という。）は、探鉱を行う金属鉱業を営む本邦法人（他の本邦法人又は外国法人が行う探鉱に必要な資金を供給する本邦法人を含む。）又は探鉱を行う金属鉱業を営む本邦人若しくは本邦法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している外国法人（他の本邦法人又は外国法人が

行う探鉱に必要な資金を供給する本邦人若しくは本邦法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している外国法人を含む。)とし、次の各号に定める要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 探鉱を行うための権利等を取得していること又は取得する見込みがあること（他の本邦法人若しくは外国法人が行う探鉱に必要な資金を供給する場合には、当該他の本邦法人若しくは外国法人が探鉱を行うための権利等を取得していること又は取得する見込みがあること）。
- (2) 貸付先又はその関係会社が、将来の生産物の全部又は一部について、引取権、販売権、その他これらに類する権利を有すること又は取得する見込みがあること。

(貸付けの手續)

第4条 探鉱資金の貸付けに当たっては、貸付けを希望する者から、探鉱資金借入申込書その他、別途定める業務要領に規定する必要書類を提出させるものとする。

(貸付金の限度額)

第5条 第2条第3項第1号に定める探鉱資金に対する貸付金の限度額は、第2条第2項に定める経費及び出資金等に100分の70以内を乗じた額とする。

2 第2条第3項第2号に定める探鉱資金に対する貸付金の限度額は、第2条第2項に定める経費及び出資金等に100分の80以内を乗じた額とする。

(貸付けの方法)

第6条 貸付けの方法は、証書貸付によるものとする。

(審査手續)

第7条 採択審査に当たっては、迅速を旨とし、採択の可否を決定するまでの審査期間を、第4条の書類をすべて受領した日から起算して原則4週間以内とする。

(貸付けの審査)

第8条 機構は、海外貸付けの採択に関する審査基準を定め、当該審査基準及び本細則に定めるところに従い、技術面、経済性等について厳正な評価を行うものとする。また、労働安全衛生・環境の負荷低減のための審査基準を別途定め、汚染対策、自然環境保全・社会環境への配慮等に関する評価を行うものとする。

(採択の可否及び条件の通知)

第9条 機構は、前条の審査を実施した上で、国の資源政策との整合性及び財政資金の効率的な運用を考慮し、採択の可否を決定するものとする。

- 2 機構は、貸付けの申込みを行った者に対して、採択の可否及び条件を示した通知書を送付するものとする。
- 3 機構は、貸付先となる者が探鉱を行うために必要な権利等の取得を完了していないなど貸付けの要件が満たされていない場合、これらが充足されることを条件に採択することができる。その場合、前項の通知書にその旨を記載するものとする。
- 4 機構は、不採択の通知書には、その理由を付すものとする。
- 5 貸付けの申込みを行った者が、前項の通知書を受けたのち不採択理由を是正した場合、機構は、貸付けの申込みを行った者の申請により1回に限り再審査を行うことができるものとする。

(貸付利率及び利息の支払方法)

第10条 貸付利率は、財務省が公表する最新の「財政融資資金預託金利・貸付金利」に準ずるものとする。

- 2 利息は、後払として月割計算により3月ごとに支払を受けるものとする。元金据置期間中の利息も同様とする。ただし、利息の計算において、3月に満たない端数計算については、1年を365日(閏年の日を含む期間についても同じ。)とする日割計算により行うこととし、1円未満は切り捨てとする。

(償還期限)

第11条 貸付金の償還期限は、15年以内とする。

(償還方法及び据置期間)

第12条 貸付金の償還方法は、元金均等の割賦償還又は定期償還の方法によるものとする。

- 2 前項の割賦償還の場合には、貸付けに関する探鉱事業が商業的生産に達するまでの期間は、据置期間とすることができる。ただし、据置期間は5年を超えないものとする。

(利息の減免)

第13条 機構は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合には貸付金に関する利息の全部又は一部を免除することができるものとする。

- (1) 探鉱の結果、商業的生産に達する見込みを有する金属鉱物の鉱床が発見できず又は商業的生産のための鉱石処理技術の結果が得られず貸付先が当該探鉱を断念した場合
- (2) 探鉱の途中において天災、戦争、その他貸付先の責任に帰することのできない理由により貸付先が当該探鉱を断念した場合
- (3) 探鉱が開始されてから8年を経過しても商業的生産に達する見込みを有する金属

鉱物の鉱床が発見されない場合又は商業的生産のための鉱石処理技術の結果が得られない場合

(4) 開発の途中において天災、戦争、その他貸付先の責任に帰することのできない理由により貸付先が当該開発を断念した場合

(5) 探鉱が開始されてから8年以内に商業的生産に達した場合であって、天災、戦争、その他貸付先の責任に帰することのできない理由により金属鉱物の採掘が著しく減退し、旧に復する見込みがない場合又はこれを維持することができない場合

2 既に利息の減免を実施した場合であって、利息減免後5年以内に、既に取得した鉱区又は探鉱権等の権利を第三者に売却した場合は、減免した利息額又は売却益のいずれか低い金額を限度として機構に納付させるものとする。

(減免する利息額)

第14条 減免する利息額は、次の各号のとおりとする。

(1) ウラン鉱及び希少金属鉱物の探鉱においては、全額

(2) 銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、ボーキサイト、すず鉱、鉄鉱、グラファイト鉱、フッ素鉱、マグネシウム鉱、シリコン鉱、リン鉱及びカリウム鉱の探鉱においては、機構が定めるカントリーリスクに応じて、全額又は二分の一

(利息減免の申請)

第15条 利息減免に当たっては、貸付先から利息減免申請書を提出させるものとする。

(減免に関する利息)

第16条 利息減免の開始日は、機構が利息減免申請書を受理した日とする。

2 利息減免申請者は、利息減免申請中に到来する利息支払期における利息支払について、利息支払延期申請書を提出することでその支払いを延期することができるものとする。

(貸付けに関する損害金)

第17条 債務不履行、保険料立替払金等に対する損害金は、弁済すべき金額につき年14.5パーセントとする。ただし、損害金の計算は、1年を365日(閏年の日を含む期間についても同じ。)とする日割計算により行うこととし、1円未満は切り捨てとする。

(貸付金債権の担保)

第18条 担保は、十分徴するものとする。ただし、法人保証があること等により特に必要がないと認められる場合にはこの限りではない。

- 2 担保物権は、登記、登記等第三者対抗要件を具備し、かつ、それにより確実に貸付金債権を担保することができるものに限るものとする。ただし、別途定める業務要領に規定する貸付先要件を満たす場合は、不特定担保留保、特定担保留保、その他適当な方法をとることができるものとする。
- 3 外国法人に対する貸付金債権の担保は、当該外国法人に出資している本邦法人と協議の上、国内で換金可能なものを徴するものとする。
- 4 担保権の設定は、貸付けと同時にを行うものとする。ただし、貸付け時において担保物件が登記適状にない等の場合であって、機構が必要と認めた場合は、適宜資金の交付を行うことができるものとする。
- 5 前項ただし書の場合は、可能な限り担保権設定に必要な書類を徴求しておかなければならないものとする。

(保証人)

第19条 機構は、資金の貸付けを行うに当たり、連帯保証人を徴するものとする。ただし、十分な担保を徴していること等により、特に必要がないと機構が認める場合は、この限りではない。

(商業的生産の開始日)

第20条 第12条及び第13条に規定する商業的生産の開始日は、機構の貸付けを受けて探鉱が行われる事業（以下「対象事業」という。）から生産物の商業的出荷が開始される日とする。

(管理に関する一般事項)

第21条 貸付金の管理は、次の各号に定める事項に留意し、貸付金債権の保全に遺漏のないよう万全の措置をとるものとする。

- (1) 貸付金の使途
- (2) 貸付条件の履行状況
- (3) 担保物件の管理及び保険
- (4) 貸付先の業況及び保証人の信用状況
- (5) その他貸付金債権の保全及び回収のために必要な事項

(報告の徴収及び調査)

第22条 機構は、貸付金の使途を確認するため、貸付先に対し、四半期ごとに又は必要に応じて、探鉱計画の進捗状況及び探鉱資金の支払状況等を報告させるものとする。

- 2 機構は、前条各号に定める事項を把握するため、貸付先に対し、次の各号に定める事項について、当該各号に定める時期に報告させるものとする。

- (1) 役員の変更、定款の変更、その他事業の経営に関する重要な事項の変更（変更の都度）
 - (2) 貸付先、法人保証先の財務諸表及びその附属資料（各決算期ごと）
 - (3) その他経営状況等を把握するために必要な資料（必要と認める場合）
- 3 機構は、前2項に定める事項のほか、必要に応じて実地調査を行うものとする。

（保険）

第23条 機構は、担保として徴求した物件のうち、貸付金債権の保全上特に必要と認めたものについては、貸付先に火災保険、その他の損害保険を付保せしめ、かつ、保険金請求権の上に質権を設定する等必要な手続きを行わせるものとする。

（繰上償還）

第24条 機構は、貸付先が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、貸付金の全額又は一部の償還を求めることができるものとする。

- (1) 金銭消費貸借契約証書の条項の定めに基づく義務の履行を怠った場合
- (2) 貸付金の貸付けを受けた後、正当な理由がなく、長期にわたり、これを使用しない場合
- (3) 対象事業の事業費の額が計画の変更その他の理由により減額し、事業費の額に対する貸付金の額の比率が、第5条に規定する比率を超える場合
- (4) 貸付先又は機構に担保提供した目的物について、差押、仮差押、仮処分若しくは租税公課の滞納による差押又は競売手続きの開始があった場合
- (5) 貸付先又は貸付先が解散して本契約上の債務を承継した法人に対して、法令又は裁判所の決定により、支払停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があった場合
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (7) 解散した場合
- (8) 貸付先の責めに帰すべき事由により、鉱業権、租鉱権、その他探鉱する権利の全部若しくは一部が取消された場合又は鉱業の全部若しくは一部を停止された場合
- (9) 貸付金に附随するすべての債務弁済が完了するまでの間において、機構に対して事実と相違した申出又は報告をなし、その理由がやむ得ないものではないと機構が判断した場合

2 機構は、貸付先が前項第9号に該当すると認めた場合は、貸付先に対し繰上償還補償金を加算して繰上償還請求をすることができるものとする。

3 機構は、貸付先から貸付金の全部又は一部の繰上償還の申請があり、当該繰上償還に必要な繰上償還補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認

めるときに限り、繰上償還を承認することができるものとする。

4 前2項の繰上償還補償金は、繰上償還日において元利金とともに支払うべき経費をいい、その額は機構が別に定めるところにより計算した金額とする。

(貸付元利金等の弁済充当の順序)

第25条 貸付元利金等の弁済充当の順序は、原則として、費用、立替金、損害金、繰上償還補償金、利息、元金の順序とする。

第26条 この細則に定めるもののほか、海外探鉱資金貸付業務に関し必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この業務細則は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書の認可の日（平成16年3月1日）から施行し、平成16年2月29日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成16年3月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年9月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年11月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年5月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年1月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成18年4月25日から施行し、平成18年4月12日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年8月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年3月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年8月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年3月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年6月24日から施行し、平成20事業年度決算から適用する。

附 則

この業務細則は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年8月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年12月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和 4 年 11 月 14 日から施行する。